

平成29年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成29年5月10日
- 4 監査結果報告 平成29年11月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【農業委員会事務局】

<p>(1) 支出事務について 旅費に係る支出負担行為において、決裁権者を誤っていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月31日 決裁権者を誤っていた支出負担行為については、正しい決裁権者の決裁を受けた。所属内会議において、担当者は起案時に事務専決規程に照らして決裁権者に誤りがないことを確認することを周知するとともに、上位職によるダブルチェックを徹底することとした。</p>
--	--

平成29年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

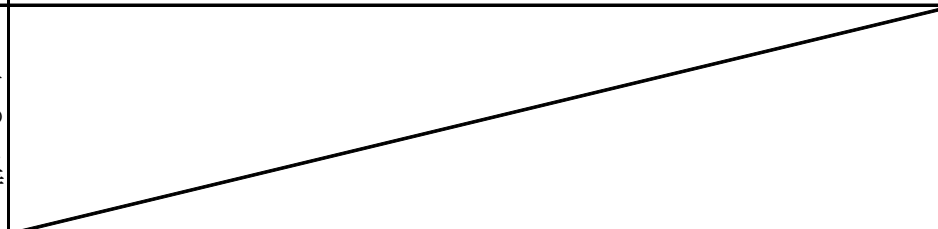
- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 農業委員会事務局

- 3 監査実施期間 平成29年 5月10日
- 4 監査結果報告 平成29年11月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【農業委員会事務局】

<p>(1) 委託契約について 請書において、委託料の支払については仕様書に定めるところによるとされているにもかかわらず、仕様書に委託料の支払に関する事項が定められていなかった。請書と仕様書の内容について精査すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 平成29年度の委託契約において、委託料の支払いに関して請書に明記されている事項が仕様書で記述されるよう、請書と仕様書の内容の記述内容を精査したうえで、契約を締結した。</p>
<p>(2) 執務日誌について 執務日誌には執務時間中の重要事項などを記録しなければならないと四日市市役所処務規程に定められている。当所属において、農地パトロールの実施回数を活動指標として取り組んでいるが、執務日誌にその記録がなされていない。四日市市役所処務規程に則り、当所属の重要事項として農地パトロールの実施について執務日誌に記録すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 執務日誌以外に作成している業務日誌において、農地利用状況を兼ねた農地パトロールの実施状況を記載することによって、農地パトロールに関する活動状況がわかるようにしている。</p>
<p>(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	

<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 平成29年度においては、7月20日の農業委員会の改選に向けた、農業委員の公募や農地利用最適化推進委員の委嘱、さらに、農地利用最適化推進の研修にかかる事務量が增大したため、年間360時間を超える職員が平成28年度に比べ1人増え、3人となった。 今後は、職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直したり、繁忙時における局内での応援体制などで事務分担の平準化を図ることによって、時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 平成30年度上半期（4月～9月）の農業委員会事務局全体の総時間数は、平成29年度同時期に比べ2時間減少した。また、29年度は、時間外勤務対象職員（5人）の時間外勤務数に偏りが見られたが、30年度は時間外勤務対象職員（4人）の時間外勤務数の平準化が図られた。その一方で、月平均30時間を超える職員が29年度同時期に比べ2人増え、4人となった。 実務においては、月例総会に付議する議案調整や30アールを超える案件（9件）の審議に伴う現地調査や三重県農業会議への諮問などによって、事務量が增大した。 今後も、職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直したり、繁忙時における局内での応援体制などで事務分担の平準化を図ることによって、時間外勤務の縮減に努める。</p>
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 時間外勤務を縮減するために、所属長がノー残業デーの実施を推進するよう各職員に呼びかけるとともに、職員一人ひとりが「心体両面からのケア」を実践することで、文化的な生活を享受し、健全な職場環境の構築に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 時間外勤務を縮減するために、所属長がノー残業デーの実施を推進するよう、年間を通じて各職員に呼びかけるとともに、職員一人ひとりが「心体両面からのケア」を実践することで、文化的な生活を享受し、健全な職場環境の構築に努める。さらに、7月2日から8月22日においては、「真夏の時間外勤務適正化」の取組みを実践し、時間外勤務縮減に取り組んだ。</p>

<p>(4) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 朝礼時に、所属長が、事務処理において「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を各職員に周知した。また、「会計事務の手引き」や「事務共通専決一覧」等を確認することで、日常的に処理すべき業務の精度向上、さらに、上位職によるダブルチェックを行うことで、適切な事務処理を行うことができるよう努める。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日 朝礼時に、所属長が、事務処理において「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を各職員に周知した。また、「会計事務の手引き」や「事務共通専決一覧」等を確認することが職員に習慣づいてきたため、日常的に処理すべき業務の精度向上が図られ、さらに、上位職によるダブルチェックを行うことで、適切な事務処理を確実に行うことができるようになった。 また、今後事務処理において不適切な事案が発生した場合には、早急な改善が図れるよう情報共有に努めていく。</p>
<p>(5) 農地の保全について 農地の保全を図ることが農業委員会の主たる任務である。農地転用の件数や面積を常に把握したうえで、農地の保全に向けた取り組みを実践すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 平成29年7月に開催した年次総会において、事務局から農業委員と農地利用最適化推進委員に対し、平成28年度の農地転用の件数や面積をまとめた事業報告を行った。今後も農地法に規定された転用基準を遵守することによって、優良農地の保全を図っていく。</p>
<p>(6) 農地パトロールについて 市内全域を3ブロックに分けて、それぞれ年1回、農地パトロールを実施している。農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消のため、実施回数を増やすなど農地パトロールの充実を図ること。併せて、農地パトロールを実効あるものとするため、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 農業委員会では平成29年8月に、農地の遊休化防止と有効活用を図るため、市内全域の農地利用状況調査を兼ねて、農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施した。各委員は各々が実施した農地パトロールを活動記録簿に記入している。「農業委員会等に関する法律」が改正され、現場活動を担う農地利用最適化推進委員が委嘱されたことによって、担当地域ごとに農地利用状況調査や農地パトロールが実施できるような態勢が整い、今後も各地域の遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいく。</p>
<p>(7) 担い手農家への農地利用の集積について 農業委員会は、市農水振興課や農地中間管理機構と連携し、担い手農家への農地利用の集積化を進めている。引き続き、市農水振興課や農地中間管理機構と密接に連携し、担い手農家の負担を少しでも軽減するような方法で農地利用の効率化を図り、担い手農家への農地利用の集積化を推進すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 平成29年7月20日に農業委員会が改選され、農業委員以外に農地利用最適化推進委員が委嘱された。耕作放棄の発生防止・解消のためにも担い手農家に農地利用を集積・集約化が必要であり、農業委員以外に、地域農業事情に精通している農地利用最適化推進委員が貸し手や借り手のマッチングなどの活動を行うことによって、27.4haの農地が前年度より多く利用権設定に至った。(平成29年12月現在) 今後も市農水振興課や農地中間管理機構と連携し、農地利用の集積化を図っていく。</p>